

ホルスタイン種牛登録取扱手続

(登録の申込)

1. 登録に関する申込みは、本会登録委員の調査確認を受けて本会支部規程による支部（以下、「支部」という。）又は登録事務取扱団体規程による承認団体（以下、「承認団体」という。）を経由して行う。ただし、本会が特に認めた場合は、この限りでない。
2. 申込者は、ホルスタイン種牛登録規程（以下、「登録規程」という。）第20条第1号のイの(イ)の申込みにあつては生後9月以内に、またロの(イ)の申込みにあつては生後11月以内に支部又は承認団体に提出するよう努めなければならない。
3. 血統登録申込書には登録規程第8条第1項に定める耳標の番号（以下、「牛個体識別耳標番号」という。）を記載する。なお、登録規定8条第1項ただし書きに該当するもの及び雄牛については、斑紋見取図を記載する
4. 前項なお書きにいう斑紋見取図は、原則として左右の両面とする。ただし、斑紋の特徴が明確な牛にあつては左側片面で申込みことができる。
また、斑紋見取図は写真にかえることができる。この場合の写真は、たて7.6cm、横11cmで額及び肢蹄と尾房の確認できる左右側面全姿（各1葉ずつ）のものを原則とするが、特徴が明確な牛は左側面1葉を添付して申込みことができる。

(登録番号)

5. 登録に用いる番号は、雌牛については牛個体識別耳標番号とし、雄牛については、本会が管理する固有の番号とする。

(自動登録)

6. 登録規程第20条第1号のイの(イ)のb及び(ロ)のbに規定する自動登録とは、別記様式で自動登録申請を受理された者（以下自動登録申請者という）が所有する雌牛で、本会が当該牛に関する家畜個体識別情報と授精情報を家畜個体識別システムの全国データベース等から受領して自動的に登録する場合をいう。なお、自動登録の実施にあたっては、別に定める「自動登録の実施取扱細則」により取扱う。
7. 自動登録申請者が所有する登録牛の移動にあつては、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律72号）第11条に規定する所定の異動報告が完了したことにより、所有者の変更があつたものとみなす。
8. 両耳の個体識別耳標が脱落したときは、遺伝子型の調査により血統を確認する。ただし、これに係わる費用は農家負担とする。

(血統濃度)

9. 登録規程第4条にいう血統濃度とは、父母牛のそれぞれの祖先をさかのぼった結果、純粋種の血統濃度の占める割合を表す数値であり、百分率により表示する。

10. 血統濃度は、父牛と母牛の血統濃度を合計したものを2で除して、小数点第1位を四捨五入して計算する。

[計算例] 父牛が100%で、母牛が75%の場合、本牛の血統濃度は88%となる。

$$(100+75) \div 2 = 87.5 \rightarrow 88$$

(他品種との交雑牛等の登録)

11. ホルスタイン種の毛色及び特徴を備えていても、その両親が不明の場合及び両親の一方が他品種の場合又は父親がホルスタイン種牛と他品種等との交雑種でホルスタイン種牛としての血統濃度が93%に満たない場合は血統濃度を0%とし、登録しない。

ただし、その交雑雌牛に登録ホルスタイン雄牛を交配して生産された雌牛で、次の条件を満たしたものについては血統濃度47~50%として登録するものとする。

(1) 本牛は、生年月日が明らかで、ホルスタイン種の毛色特徴を備え、登録規程第4条第3項第1号、第2号又は第3号にいうオフカラーでないもの。

(2) 母牛は、生年月日が明らかで、ホルスタイン種牛と他の乳用種及び本会が承認した外国登録団体の登録簿に登録された交雑牛との交配によって生産され、ホルスタイン種の毛色特徴を備え、登録規程第4条第3項第2号、第3号又は第4号にいうオフカラーでないもの。

なお、他品種とは、ジャージー種、ブラウンスイス種、ガーンジー種、エアシャー種などをいう。

(血統登録申込の必要書類)

12. 登録規程第5条第2項に規定する必要書類とは、次のものをいう。

(1) 血統登録申込書。ただし、第6項にいう自動登録の場合は血統登録申込書を不要とする。

(2) 種付証明書又は家畜人工授精用精液証明書若しくは精液採取に関する証明書を貼り付けた授精証明書。外国から輸入された家畜人工授精用精液の注入によって生産された牛にあつては、輸入精液証明書を貼り付けた授精証明書

ただし、血統登録申込書に授精に関する内容及び授精に係わった獣医師又は家畜人工授精師の証明があれば、授精証明書の添付は省略することができる。なお、第6項にいう自動登録の場合は、種付証明書又は授精証明書は省略することができる。

(3) 家畜受精卵の移植によって生産された牛にあつては、家畜受精卵証明書又は受精卵採取に関する証明書を貼り付けた移植証明書

(4) 外国から輸入された家畜受精卵の移植によって生された牛にあつては、輸入受精卵証明書を貼付けた移植証明書

(5) 胎内輸入牛で精液に係るものにあつては、外国で交付を受けた母牛への種付けの証明書

(6) 胎内輸入牛で受精卵に係るものにあつては、外国で交付を受けた母牛への受精卵移植に関する証明書

(7) 輸入牛にあつては、承認外国登録団体の発行した血統登録証明書及び血統能力証明書

(毛色・斑紋の判定)

13. 登録規程第4条第3項及び第4項にいう斑紋の判定は、次の各号の基準によって行う。
- (1) 赤白斑は、申込牛の出生時の毛色をもって行う。
 - (2) 「尾房は全黒」には、白毛が刺毛状態で生えていても皮膚が黒い場合を含む。
 - (3) 「腹の全黒」とは、腹の下面が全て黒毛のものをいい、腹の下面の一部が帯状に黒で繋がっているものや乳房のところで黒が繋がっているもの等は除く。
 - (4) 「蹄冠部を黒毛で取り巻くもの」には、白毛が刺毛状態で生えていても皮膚が黒い場合を含む。なお、蹄冠部の上部の皮膚に白い部分があるものは除く。
 - (5) 「更紗毛」とは、全身の黒斑部において、白の刺毛がおおむね50%以上で斑紋の境界も不鮮明であるものをいう。なお、部分的に僅かに更紗毛があるものや、若いときは正常であったが年を取ってから更紗毛状になったもの等は除く。

(遺伝子型の調査)

14. 登録規程第5条第3項にいう遺伝子型の調査は、父母牛の判定によって行う。
- (2) 遺伝子型の調査に必要な検査試料(毛根又は血液等をいう。以下同じ)は、本牛、父牛及び母牛のものとする。ただし、父牛又は母牛が既に遺伝子型を調査済みの場合、父牛又は母牛が国外にある場合は、当該父牛又は母牛の検査試料を必要としない。
 - (3) その他必要な事項は別に定める。
15. 自己の所有する牛に自ら授精し、その授精に関する報告を自ら行うものにあつては、血統に関する精度を保つため、遺伝子型による抜取調査など必要と考えられる措置をとる。
16. 雄牛にあつては、国の「乳用牛遺伝的不良形質専門委員会」において特別な対処を必要とする遺伝的不良形質のうち、遺伝子型の検査が可能なものについては当該検査を受けなければならない。

(受精卵移植による生産)

17. 受精卵の移植により生産された牛の血統登録の取扱いは、別に定める。

(申込者の例外)

18. 登録規程第5条第1項ただし書による申込者は、次のものをいう。
- (1) 輸入牛にあつては、国内における最初の所有者
 - (2) 受精卵の移植により生産された牛にあつては、出生時の申込牛(受精卵)の所有者
 - (3) 国が行う貸付事業にあつては、果実が帰属する対象者とし、この事業は別に定める

(名号)

19. 両親の血統を尊重し、命名する。
20. 本会で必要と認めるときは、登録する牛の名号を変更することがある。

21. 登録する牛は、同性間においては同一名号を避けるものとする。ただし、やむを得ないものについては、この限りでない。

(種付け又は家畜人工授精及び在胎日数)

22. 家畜改良増殖法第4条による種畜検査に合格した雄牛の種付け又は家畜人工授精によって、生産したものでなければ登録しない。ただし、特別の理由があると認められたものは、この限りでない。

23. 10月未満の雌牛に種付け又は家畜人工授精して生産したものに対しては、調査の結果登録しないことがある。

24. 在胎日数265日に満たないもの及び295日を超えたものは調査の結果登録しないことがある。

(更正)

25. 登録規程第27条第1項第1号にいう更正できないものとは次のものをいう。

(1) 性別を間違えたもの

(2) 個体識別番号を間違えたもの(雄牛、他品種、相手牛が無登録のもの)

(不良形質)

26. 登録規程第4条第4項第6号の改良上排除すべき著しく生理機能を損ずる遺伝的不良形質は、長期在胎、無毛、先天性盲目、矮小子、軟骨発育不全(ブルドッグ型)、単蹄、口蓋骨閉鎖不全、遺伝性筋れん縮等とする。

27. 登録された以後に不良形質が発現した場合は、これを原簿に登載し、必要に応じて機関誌等に公示する。

28. 所有者又は管理者及び登録委員は、不良形質の発現を認めるときは、すみやかに報告しなければならない。その報告は、遺伝的不良形質調査要項による。

(審査)

29. 同一所有者の同一牛群内におけるすべての経産牛とは、申込者が所有又は管理するすべての経産牛をいう。

30. 登録規程第10条第1項第1号の本文の規定により審査を受けるものにあつては、牛群ごとの審査成績証明申込書により申込みことができる。

(2) 前号により申込んだものについて審査成績証明したときは、牛群ごとの審査成績証明書を所有者に交付する。

(3) この場合の料金は、次に示す(イ)の基本料金と(ロ)の1頭当たりの料金に審査頭数を乗じて得た額を合計して得た額とする。

(イ) 基本料金

21,600円

(ロ) 1頭当たりの料金

2,160円

31. 前項第(2)号の証明書を交付された雌牛にあって、個体ごとの審査成績証明書を希望する場合には、所有者から審査成績証明書交付申込書により申込みがあれば、調査の上交付する。この場合の料金は、1件につき2,700円とする。
32. 登録規程第10条第1項第1号の別に定めるものとは、次のものをいい、これらのものは審査から除くことができる。
- (1) 満5才以上のもの
 - (2) 繁殖の用に供さないもの
 - (3) 国又は都道府県等の施設で試験研究用として飼養されているもの
 - (4) その他審査委員が審査できる状態でないと認めたもの
33. 登録規程第10条第2項ただし書にいう本会が特に認めたものとは、次のものをいう。
- (1) 前回審査のとき、審査委員が審査できる状態でないと認めたもの
 - (2) 前回審査の後、初産を分娩したもの及び購入したもの
 - (3) 輸出牛
 - (4) 同一牛群内の登録経産牛が3頭以下の場合
34. 前項第1号及び第2号により個体審査を受けるものは、所有者の居住する都道府県又は地区の次の回の通例審査時に限るものとする。ただし、本項により個体審査を受けたものが、さらに審査を受ける場合にあっては、登録規程第10条第1項第1号によるものとする。
35. 申込者は、登録規程第10条第1項第1号により審査を受ける場合、当該申込書を審査開始予定日の2か月前までに支部又は承認団体に提出し、支部又は承認団体は、すみやかにこれを本会に送付しなければならない。
この場合、同条第3項は適用しない。
36. 審査を受ける牛は、あらかじめ実際の所有者への移動証明が完了していなければならない。ただし、やむを得ない理由により移動証明未了のものにあっては、審査の際移動証明を同時に申込むものとする。
- (2) 所有者又は管理者は、血統登録証明書を審査委員に提示しなければならない。
37. 審査成績証明の審査を終了したときは、審査の証印を血統登録証明書に押す。ただし、審査委員がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 審査を終了したときは、審査委員は審査成績報告書を本会に提出する。
38. 登録規程第13条にいう別に定める方法とは、国が行う後代検定事業に際して、候補雄牛の材料娘牛並びにその同期牛の審査を本会が委託を受けて行う体型調査をいう。

(検 定)

39. 検定成績証明申込みは、検定開始前に行うものとする。ただし、同時検定申込みは乳期終了までに行うものとする。

40. 登録規程第18条第3項の別に定める方法で行う検定とは、本会が承認した方法で行われた次の検定をいう。

(1) 国又は都道府県の施設で行ったもの

(2) 国の省令及び都道府県の条例等によって行ったもの

なお、この検定記録の報告・適用する登録の種類等は、承認の都度定める。

41. 登録規程第19条にいう検定記録とは、ホルスタイン種牛検定規程（以下「検定規程」という。）のA検定法における検定記録及び検定成績集計表をいう。

42. 支部又は承認団体は、検定成績証明申込牛又は同時検定申込牛の検定を終了したとき、A検定法における検定立会報告書、検定記録及び検定成績集計表を本会に提出する。

(検定委員の宿泊)

43. 検定委員が検定のため受検者宅に宿泊したときの費用は、受検者の負担とする。

(本会が承認した外国登録団体の名称及び国符号)

44. 登録規程第4条にいう本会が承認した外国登録団体の名称及び国符号は次のとおりとする。
このほか、登録牛の祖先など血統上に現れる世界ホルスタインフリースラン連盟参加国の登録牛についても国際標準化機構（ISO）が認定した国符号を使用する。

外国登録団体名	国符号
(1) Holstein Association USA. INC. (HAU) (アメリカホルスタイン協会)	USA
(2) Holstein Association of Canada (CHHB) (カナダホルスタイン協会)	CAN
(3) The Royal Dutch Cattle Syndicate (NRS) (オランダ王立乳牛組合)	NLD
(4) Holstein UK (HUK) (イギリスホルスタイン協会)	GBR
(5) The New Zealand Holstein Friesian Association (NZFA) (ニュージーランドホルスタインフリースラン協会)	NZL
(6) The Holstein-Friesian Association of Australia INC. (HFAA) (オーストラリアホルスタインフリースラン協会)	AUS
(7) Deutschen Holstein Verbandes (DHV) (ドイツホルスタイン協会)	DEU
(8) Prim' Holstein France (PHF) (フランスホルスタイン協会)	FRA
(9) Associazione Nazionale Allevatori Frisone Italiana (ANAFI) (イタリアホルスタインフリースラン協会)	ITA

(本会が継承した登録団体)

45. 登録規程第2条にいう本会が継承した登録団体は次のとおりである。

(1) 日本蘭牛協会 (D C A J)

(The Dutch Cattle Association of Japan)

(2) 中央畜産会・帝国畜産会・中央農業会・全国農業会 (C A A I J)

(The Central Association of Animal Industry of Japan)

(3) 北海道畜産組合連合会 (H A A I J)

(The Hokkaido Association of Animal Industry of Japan)

(4) 北海道ホルスタイン協会 (H A H)

(The Holstein Association of Hokkaido)

(5) 沖縄県家畜登録協会 (O L R A)

(The Okinawa Livestock Registry Association)

(雛形)

46. 登録規程及び登録取扱手続 (以下「手続」という。) にいう証明書等の雛形は次のとおりとする。

名 称	雛形番号
血統登録証明書	1号
審査成績証明書	2号の1又は2
検定成績証明書	3号
血統能力証明書	4号
審査の証印	5号

(様式)

47. 登録規程、手続及び検定規程にいう申込書等の様式は次のとおりとする。

名 称	様式番号
繁殖台帳	1号
移動証明申込書	2号
血統登録申込書	3号の1又は2
書換申込書	3号の1又は2
再交付申込書	3号の1又は2
更正申込書	3号の1又は2
種付証明書	4号の1
人工授精証明書	4号の2
審査成績証明申込書	5号の1又は2
審査成績証明書交付申込書	5号の1
検定成績証明申込書	5号の1
同時検定申込書	5号の1
審査成績報告書	6号の1又は2
検定立会報告書	7号
検定記録	8号の1
検定成績集計表	8号の2
自動登録申込書	9号